

## 三田市議会議員報酬等に関する条例の一部改正の概要について

【改正趣旨】 三田市議会議員報酬の額、議長 636,000 円/月、副議長 549,000 円/月、議員 500,000 円/月をそれぞれ 3%減額するため、三田市議会議員報酬等に関する条例（昭和 31 年三田町条例第 18 号、以下「条例」という。）を改正し、付則に特例措置を規定するもの。

【改正背景】 人口減少や急速な高齢化で国県からの交付金が減少する一方、社会保障費は増加しているが、市の財政状況が好転する状況になく、本市の収入に見合った持続可能な柔軟性のある財政体質を構築するため、市長を筆頭に職員に至るまで給与の減額を進めており、市議会としても財政健全化に協力する必要がある。

【改正内容】 ○条例第 2 条

(現行)

議長	636,000 円
副議長	549,000 円
議員	500,000 円

(改正後の特例措置による額)

議長	616,920 円
副議長	532,530 円
議員	485,000 円

付則に議員報酬の額の特例を規定し、平成 30 年 4 月から平成 32 年 3 月の間に限って議員報酬額を 3%減額しようとするもの。

【改正案】

付 則

(議員報酬の額の特例)

3 平成 30 年 4 月分から平成 32 年 3 月分までの議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、第 2 条の規定にかかわらず、同条に規定する額にそれぞれ 100 分の 97 を乗じて得た額とする。

【施行期日】 平成 30 年 4 月 1 日